

職員の国の委員等への就任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の職員が、職員就業規則第90条の規定に基づき、国の委員等（同条に規定する国の委員等をいう。以下同じ。）に就任し、当該国の委員等の業務を職務として行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(承認に関する権限等の委任)

第2条 理事長は、研究所（組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。以下同じ。）の長に対し、それぞれ研究所に所属する職員の職員就業規則第90条の規定に基づく国の委員等への就任に係る承認に関する権限を委任する。

(国又は地方公共団体の委員に類する職)

第3条 職員就業規則第90条に規定する「その他これに類する職」は、次に掲げる法人等が設置する審議会、委員会等の委員とする。

- 一 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人（以下「独立行政法人等」という。）
 - 二 公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益社団法人等」という。）
 - 三 一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）
 - 四 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて実施する事務若しくは事業又は国の委託を受けて実施する事務若しくは事業（以下「補助事業等」という。）を行う者（前3号に掲げる法人を除く。以下「補助事業等実施者」という。）
- 2 前項第4号に掲げる補助事業等実施者が設置する審議会、委員会等は、補助事業等に関して設置するものでなければならない。

(国の委員等の基準)

第4条 職員就業規則第90条に規定する「別に定める基準」は、次のとおりとする。

- 一 国、地方公共団体、独立行政法人等、公益社団法人等、一般社団法人等又は補助事業等実施者（以下「国等」という。）からの要請に基づくものであること。
- 二 国の委員等に係る業務を職務として行うことが必要かつ適切であると認められること。
- 三 無報酬であること。
- 四 本務の遂行に支障がないと認められること。
- 五 前条に規定する委員にあっては、前各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のい

ずれにも適合すること。

ア 当該要請のあった独立行政法人等若しくは公益社団法人等の業務又は補助事業等実施者が実施する補助事業等の事業内容が、農研機構の業務に密接に関係するものであること。

イ 当該要請のあった一般社団法人等にあつては、審議会、委員会等が担当する事務が公共上の見地から必要な事業に係るものに限り、かつ、農研機構の業務に密接に関係するものであること。

ウ 当該委員の業務が、職員の現在の職務又は農研機構における過去の職歴に関連するものであること。

（承認の手続等）

第5条 職員就業規則第90条の規定による承認を得ようとする職員は、別に定める承認願に国等からの就任の要請を明らかにする文書を添付して、承認権者（本部に所属する職員にあつては理事長、研究所に所属する職員にあつては当該研究所の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 承認権者は、前項の承認願の提出があつた場合には、前条に掲げる基準に照らして、承認するかどうかを決定するものとし、当該決定の内容を当該承認願を提出した職員に通知するものとする。

（要請機関への通知）

第6条 承認権者は、前条第2項の規定により国の委員等への就任について承認した場合には、次に掲げる事項を当該就任の要請があつた国等（以下「要請機関」という。）に通知するものとする。

一 要請があつた国の委員等の業務を職務として行うことを承認したこと。

二 要請があつた国の委員等の業務を行うに当たっては、その都度、次条に定めるところにより経費を負担する必要があること。

三 その他承認権者が必要と認める事項

（旅費の負担）

第7条 要請機関は、第5条第2項の規定により国の委員等への就任について承認を得た職員を当該委員等の業務に従事させる場合には、当該職員が用務地に赴くために必要な旅費を負担しなければならない。

2 要請機関は、前項に定める旅費を、経理責任者（会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者をいう。）が発行する請求書に基づき、あらかじめ納付しなければならない。ただし、要請機関が国又は農林水産省が所管する他の独立行政法人である場合であつて、直接、当該職員に旅費が支払われることについてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 第1項の旅費の額は、原則として、旅費規程（18規程第92号）に定めるところにより得られる額とする。ただし、承認権者が要請機関の事情によりやむを得ないと認める場合は、当該要請機関の基準による額とすることができる。

(承認権者を異にする異動をした場合の取扱い)

第8条 国の委員等への就任について承認を得ている職員は、昇任、配置換等により本部及び研究所を異にして異動した場合において、当該異動後も引き続きその承認を得た国の委員等に就任しようとするときは、改めて当該国の委員等への就任について承認を得なければならない。

(情報システムによる手続)

第9条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(別段の取扱い)

第10条 研究所の長は、この規程に定めるところにより難い特別の事情がある場合には、理事長の承認を得て、この規程に定めるところによらないことができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.10.1 規程第101-1号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19.4.1 規程第101-2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20.12.1 規程第101-3号）

(施行期日)

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

(公益社団法人等に関する経過措置)

2 この規程による改正後の国の委員等就任規程第3条第2号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則（平成23.4.1 規程第101-4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第101-5号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-6規程第101-6号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29.6.1 29-7規程第101-7号）
（施行期日）
1 この規程は、平成29年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（現に承認を得た職員に係る旅費負担の取扱い）
2 この規程による改正後の国の委員等就任規程第7条の規定は、施行日前にこの規程による改正前の国の委員等就任規程第5条第1項の規定により承認を得た職員が、施行日以後に当該承認に係る委員等の業務に従事する場合においても適用する。

附 則（令和元.11.1 31-17規程第101-8号）
この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-11規程第101-9号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第101-10号）
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.12.20 06-18規程第101-11号）
この規程は、令和7年1月1日から施行する。